

令和3年度 廃棄物管理責任者研修会

事業系廃棄物の 適正な処理について

令和3年11月26日

京都市環境政策局 南部環境共生センター

目次

1. 循環型社会の形成と
京都市におけるごみ処理の現状と課題
2. 事業系廃棄物と排出事業者責任（廃棄物処理法）
3. 具体的な分別事例
4. 適正な管理に向けた留意点



1-1.循環型社会のキーワード

2Rの取組(上流対策)

発生抑制(Reduce):無駄なごみの量を少なくする。

再使用(Reuse):一度使ったものをごみにしないで何度も使う。

リデュース

リユース

分別

分別・リサイクルの取組

再生利用(Recycle):使い終わったものをもう一度資源(やエネルギー)に戻す。

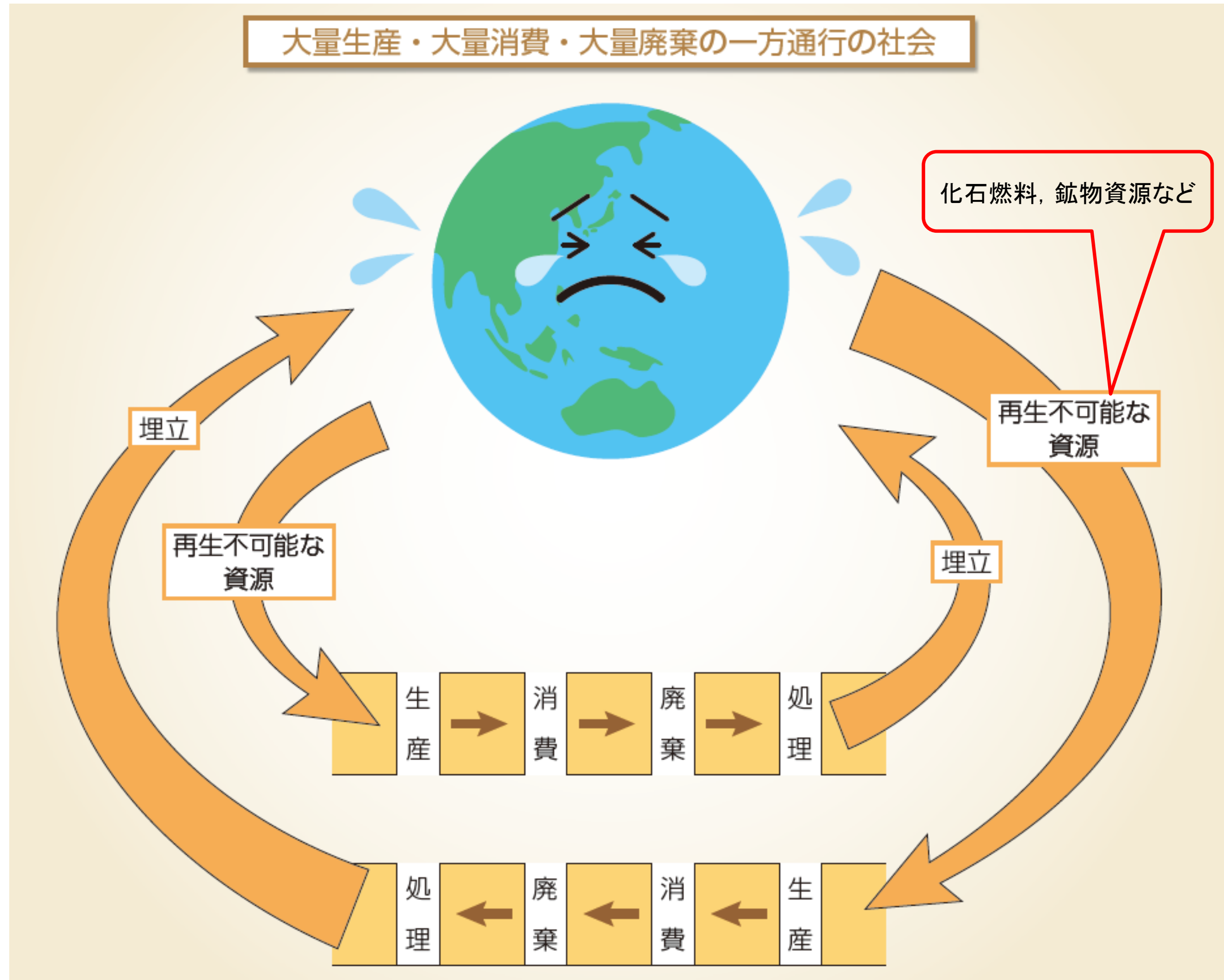
再生可能資源の活用(Renewable):短時間で再生できる資源(植物などの天然資源)を原材料として利用する。

リサイクル・エネルギー創出

リニューアブル

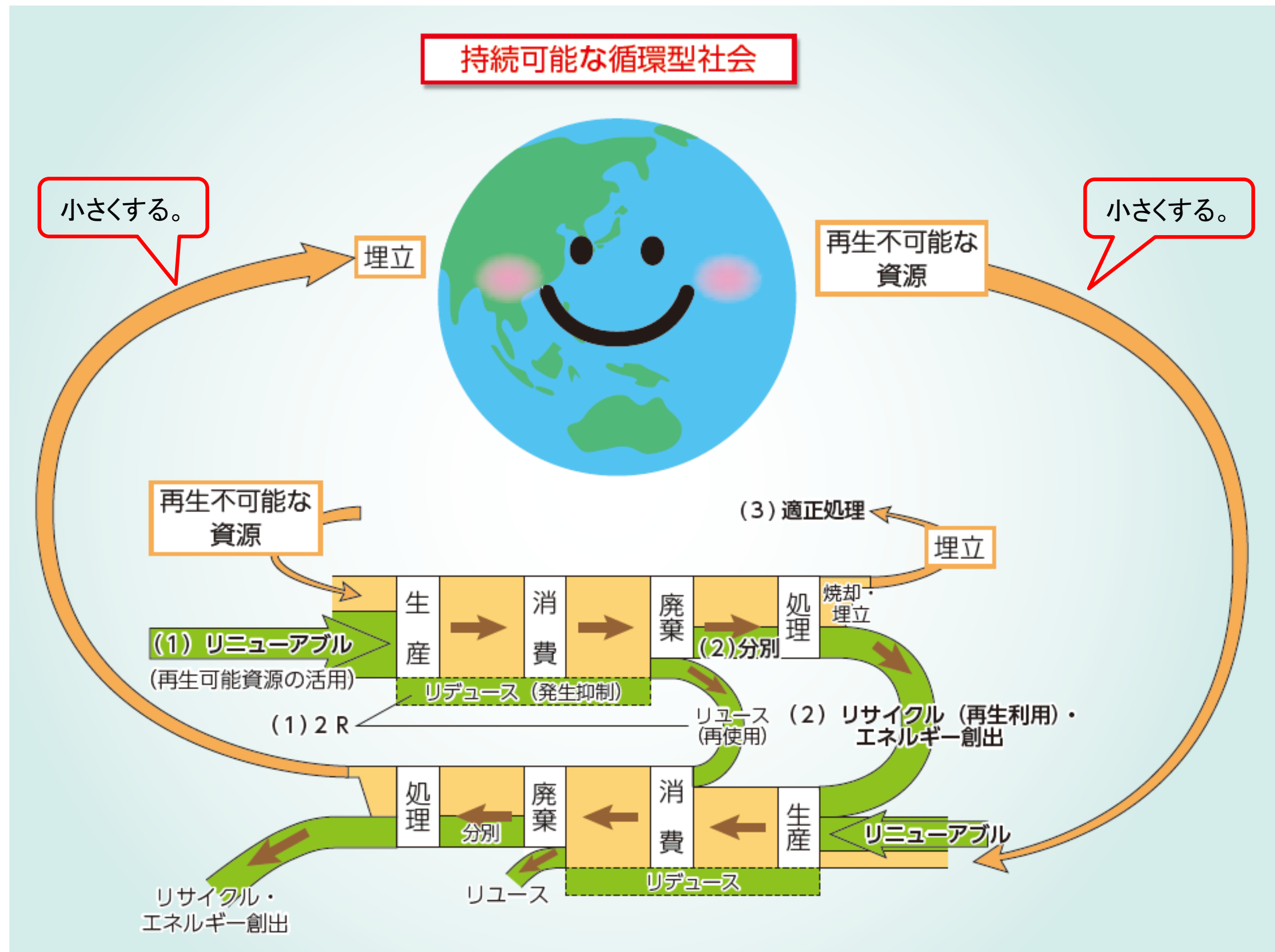


1-2.物の流れからとらえた循環型社会の姿(1)





1-3.物の流れからとらえた循環型社会の姿(2)



こうした社会の実現を目指し、「京都市循環型社会推進基本計画 (2021-2030)」を令和3年3月に策定し、計画的に取組を推進



1-4.リニューアブルの取組事例

家庭ごみ有料指定袋の原料の一部(10%)に、サトウキビの非可食部等から生成されるバイオマスポリエチレンを配合し、化石燃料の使用量を低減

○袋本体

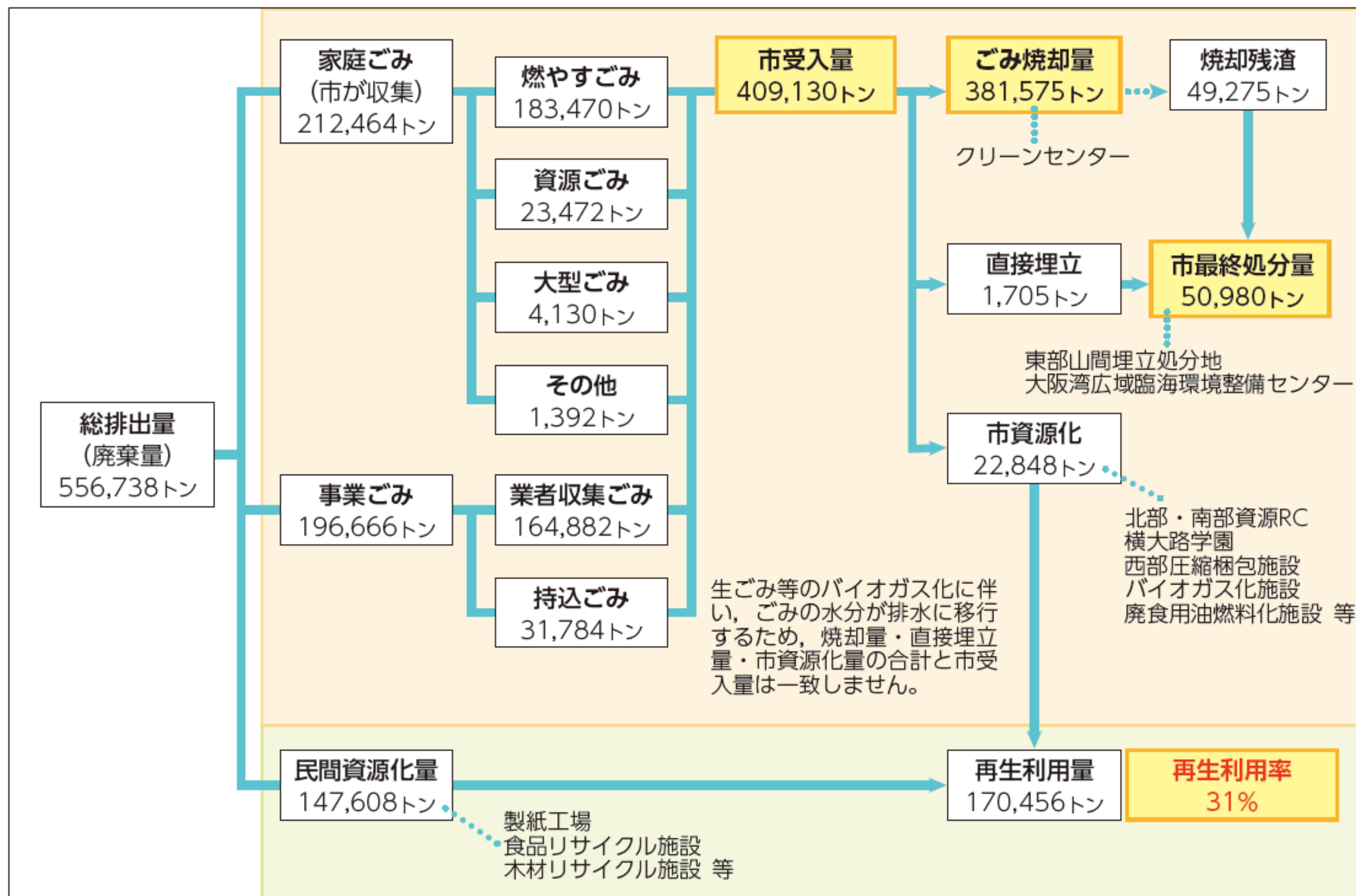


※燃やすごみ用、資源ごみ用ともに同じデザインで袋本体と外袋の裏面に印刷



1-5.京都市のごみの区分及び処理フロー

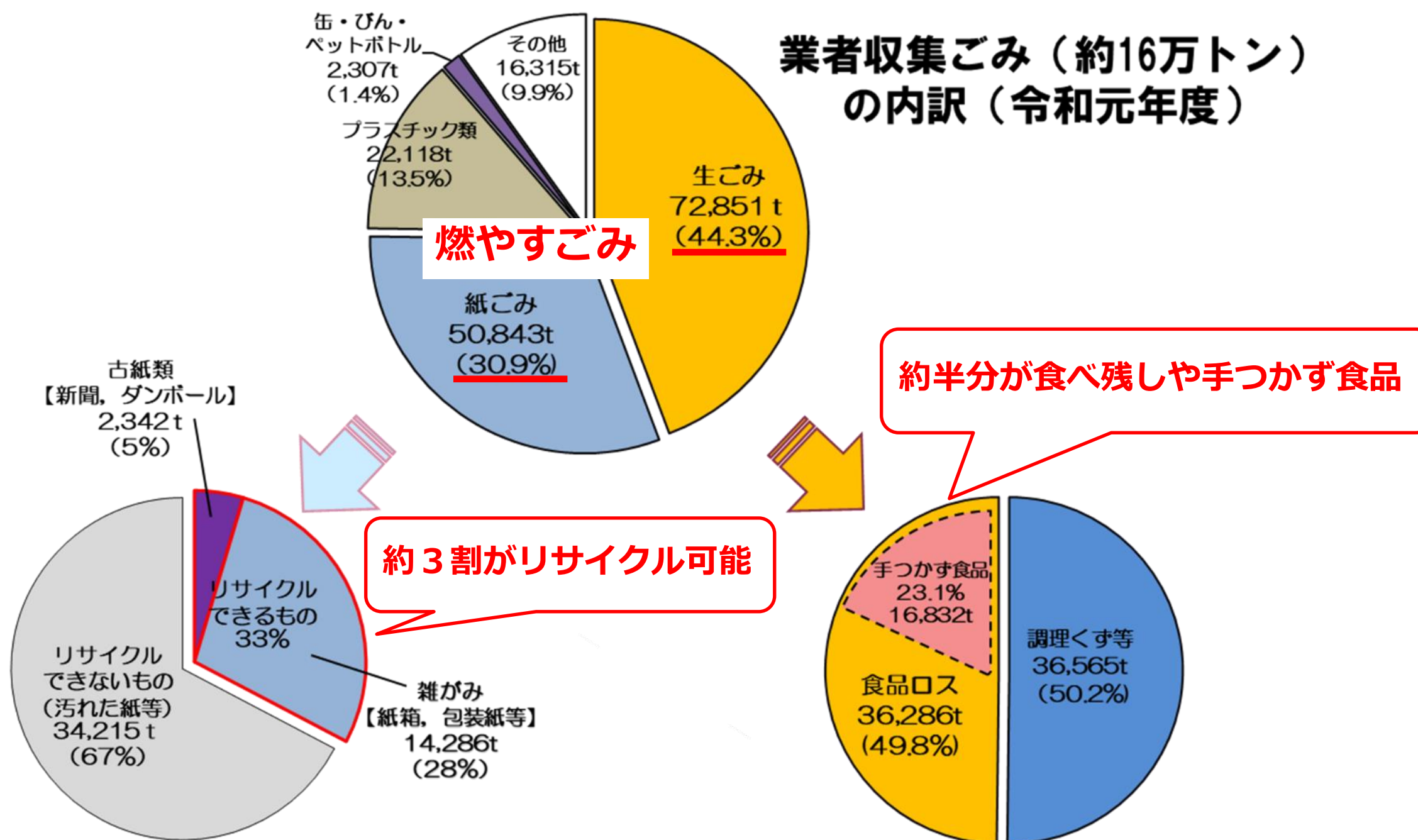
(令和元年度)





1-6.ごみの組成について

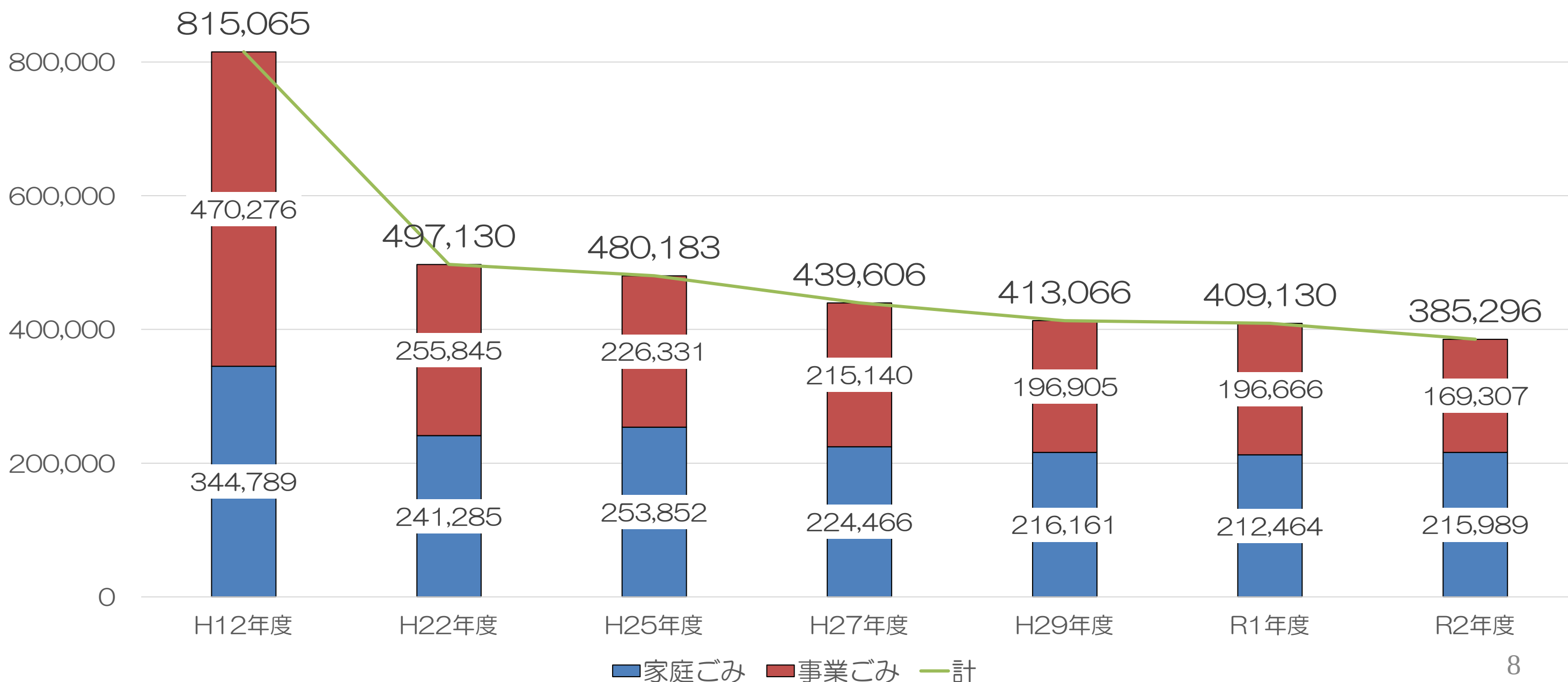
- 京都市では、ごみの組成を毎年調査しており、ここでは、事業ごみとしてクリーンセンターに搬入されている「業者収集ごみ」の組成について紹介します。
- 組成の割合は、生ごみが約4割、紙ごみが約3割と突出して多くなっています。
- 生ごみのうち、半分が手つかず食品や食べ残しといった「食品ロス」となっています。
- 新聞やダンボールなどの古紙類、紙箱や包装紙といった雑がみなど、約3割のリサイクル可能な紙類が「燃やすごみ」に混入しています。





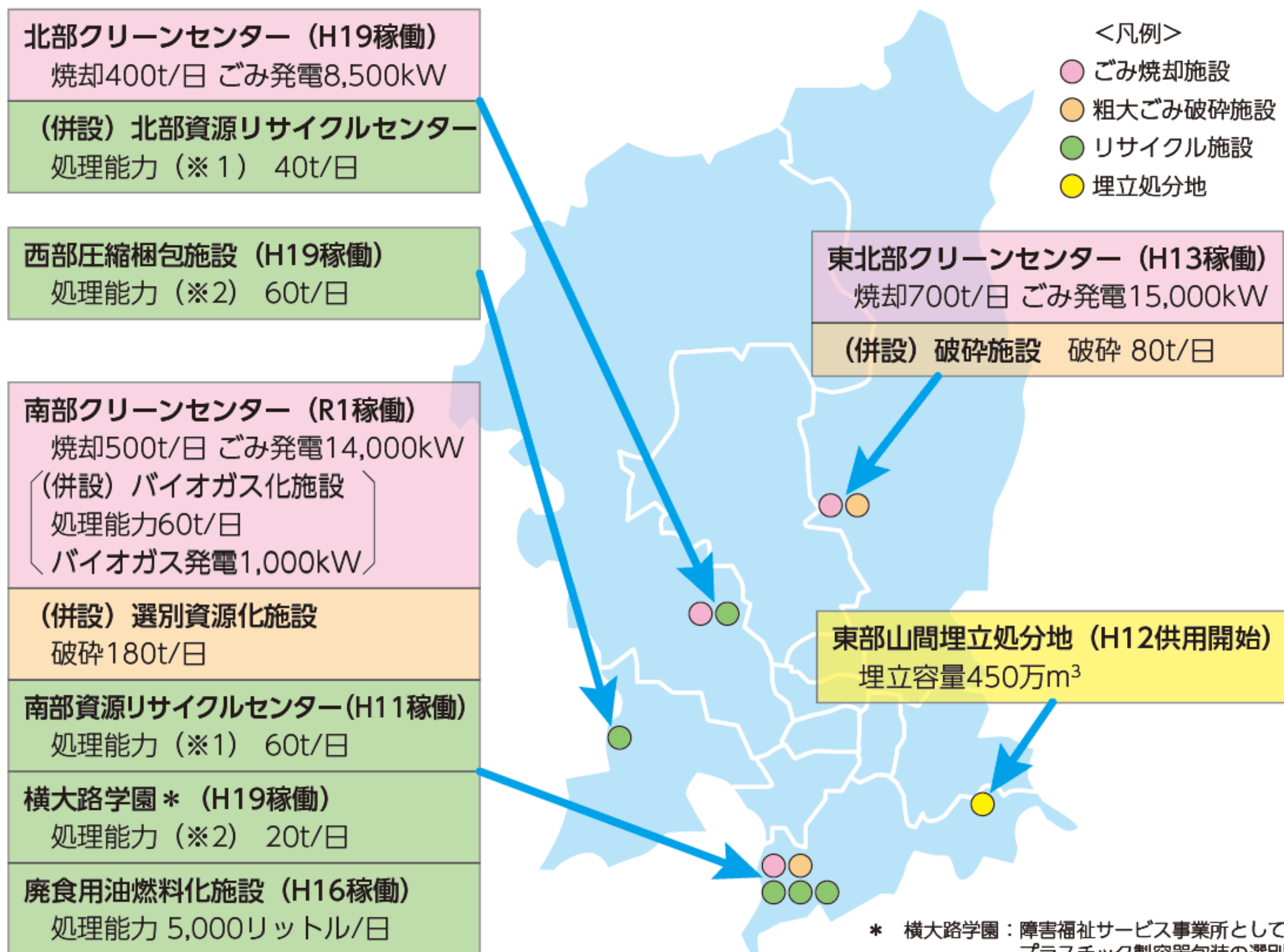
1-7.京都市のごみ量（市受入量）の推移

- 京都市のごみ量（市受入量）は，市民・事業者の皆様の御理解と御協力により，ピーク時であった平成12年度の81.5万トンから，令和2年度には38.5万トンに半減し，前計画の目標を達成
- この間，クリーンセンター（焼却施設）を5工場から3工場に減らし，年間144億円のコストを削減（ピーク時比）
- 今後とも，循環型社会の形成を目指し，また，本市唯一の最終処分場を少しでも長く活用していくために，さらなるごみ減量や新たな施策の展開が必要





1-8.京都市のごみ処理施設



<リサイクル施設の処理対象物> ※1：缶・びん・ペットボトル, ※2：プラスチック製容器包装

* 横大路学園：障害福祉サービス事業所として、プラスチック製容器包装の選別等を実施している施設



1-9. 最終処分場について

南部クリーンセンター敷地も、元は廃棄物の最終処分場でした。

■ 東部山間埋立処分地（エコランド音羽の杜）



13年後

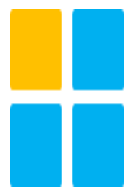


- 最終処分場（埋立処分地）は廃棄物処理の根幹的施設です。
- 京都市においても、市内各地に整備してきましたが、次々に満杯となって、現在、市内において廃棄物を受け入れているのは、東部山間埋立処分地のみとなっています。

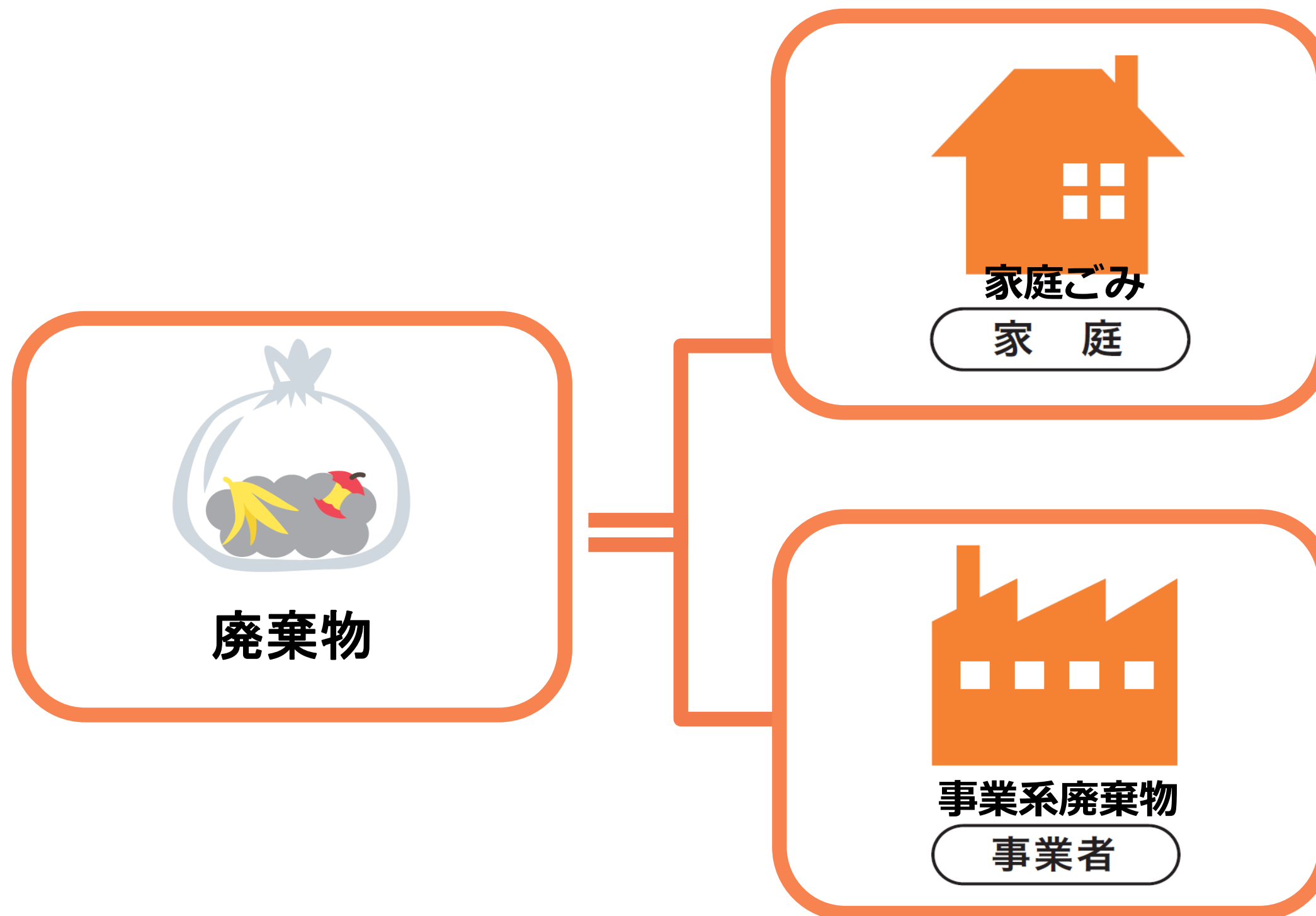
他に、近畿2府4県とその関係市町村が出資して、大阪湾に最終処分場を整備し、共同で使用しています。
- 同地は、22年の歳月と523億円の費用をかけて整備し、平成12年に供用を開始しました。
- 埋立容量は450万 m^3 ありますが、写真のとおり、有限であることに変わりなく、貴重な財産として長く大切に使わなければなりません。あと50年程度で満杯となります。
- 京都市は、海を持たない内陸都市であり、平地は既に十分な土地利用がなされているため、新たな最終処分場の確保は極めて困難となっているのが現状です。

目次

1. 循環型社会の形成と
京都市におけるごみ処理の現状と課題
2. 事業系廃棄物と排出事業者責任（廃棄物処理法）
3. 具体的な分別事例
4. 適正な管理に向けた留意点



2-1.廃棄物の分類（排出主体別）



※責任の所在，排出後の処理の流れが異なってきます。



2-2.排出事業者責任（廃棄物処理法）



（事業者の責務）

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。



廃棄物処理法で、事業者が責任を持って廃棄物を適正に処理することが定められているの。

違うわよ。例えば、委託業者が不法投棄をしたら、排出した事業者の責任も問われるのよ。



廃棄物を引き渡したら終わりじゃないんですか？



2-3.事業系廃棄物の処理の流れ

- 事業系廃棄物とは事業活動に伴って生じた廃棄物のことです。
- まずは、紙ごみなどリサイクル可能なものを、資源回収業者に引き渡すなど、リサイクルに努めてください。
- その後、「一般廃棄物（クリーンセンターにて処分）」と「産業廃棄物」に分別し、市長や知事の許可を受けた業者に、収集・運搬、処分を委託してください。



2-4.事業者による分別の義務を条例で明記



(事業者が排出する廃棄物の分別)

第38条 事業者は、一般廃棄物と産業廃棄物とを分別したうえ、一般廃棄物処理計画に定める分別の区分及び方法に従って一般廃棄物を排出し、及び処理しなければならない。



産業廃棄物なんてほとんどないし、事業ごみと一緒に出したらダメなのかな～。

わ～、すみません。
詳しく教えてください。

何を考えているのっ!
事業者には処理責任があるのよっ!





2-5. 産業廃棄物（廃棄物処理法）

【★印は業種限定】

1	燃え殻
2	汚泥
3	廃油
4	廃酸
5	廃アルカリ
6	廃プラスチック類
7	ゴムくず
8	金属くず
9	ガラスくず， コンクリートくず※ 及び陶磁器くず
10	鋳さい
11	がれき類
12	ばいじん

※工作物の新築，改築又は除去に伴って生じたものを除く。

13	★ 紙くず
14	★ 木くず
15	★ 繊維くず
16	★ 動植物性残さ
17	★ 動物系固形不要物
18	★ 動物のふん尿
19	★ 動物の死体
20	政令第13号廃棄物
21	輸入された廃棄物

建設業，印刷出版業
紙・紙加工品製造業等

建設業，木材・木製品製造業，
パルプ製造業，物品賃貸業
（貨物の流通に使用した木製
パレット，梱包木材は，全業
種該当）

建設業，繊維工業

食料品，医薬品製造業等

と畜場，食鳥処理場

畜産農業，畜産類似業

畜産農業，畜産類似業

目次

1. 循環型社会の形成と
京都市におけるごみ処理の現状と課題
2. 事業系廃棄物と排出事業者責任（廃棄物処理法）
3. 具体的な分別事例
4. 適正な管理に向けた留意点



3-1. 具体例（事業系廃棄物の正しい出し方 p2～p3）

これらのごみだけがクリーンセンターに持ち込まれます。

どこの事業所でも必ず出る産廃です。家庭ごみの「プラ」とは内容が違い、石油製品すべてが該当します。



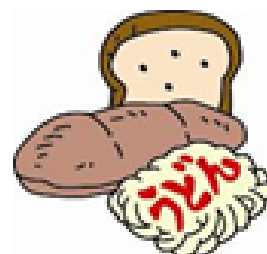
平成28年、ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」により、分別が義務化されました。



3-2.事業系一般廃棄物

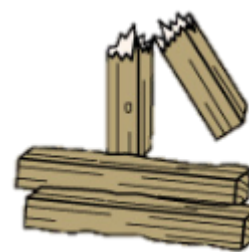
【厨芥類】

食品の売れ残り，食べ残した物，調理くず



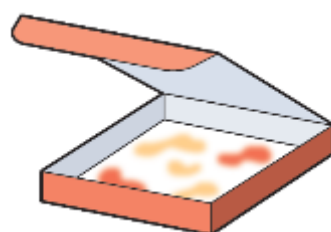
【木くず】

割りばし，木製品，剪定枝など

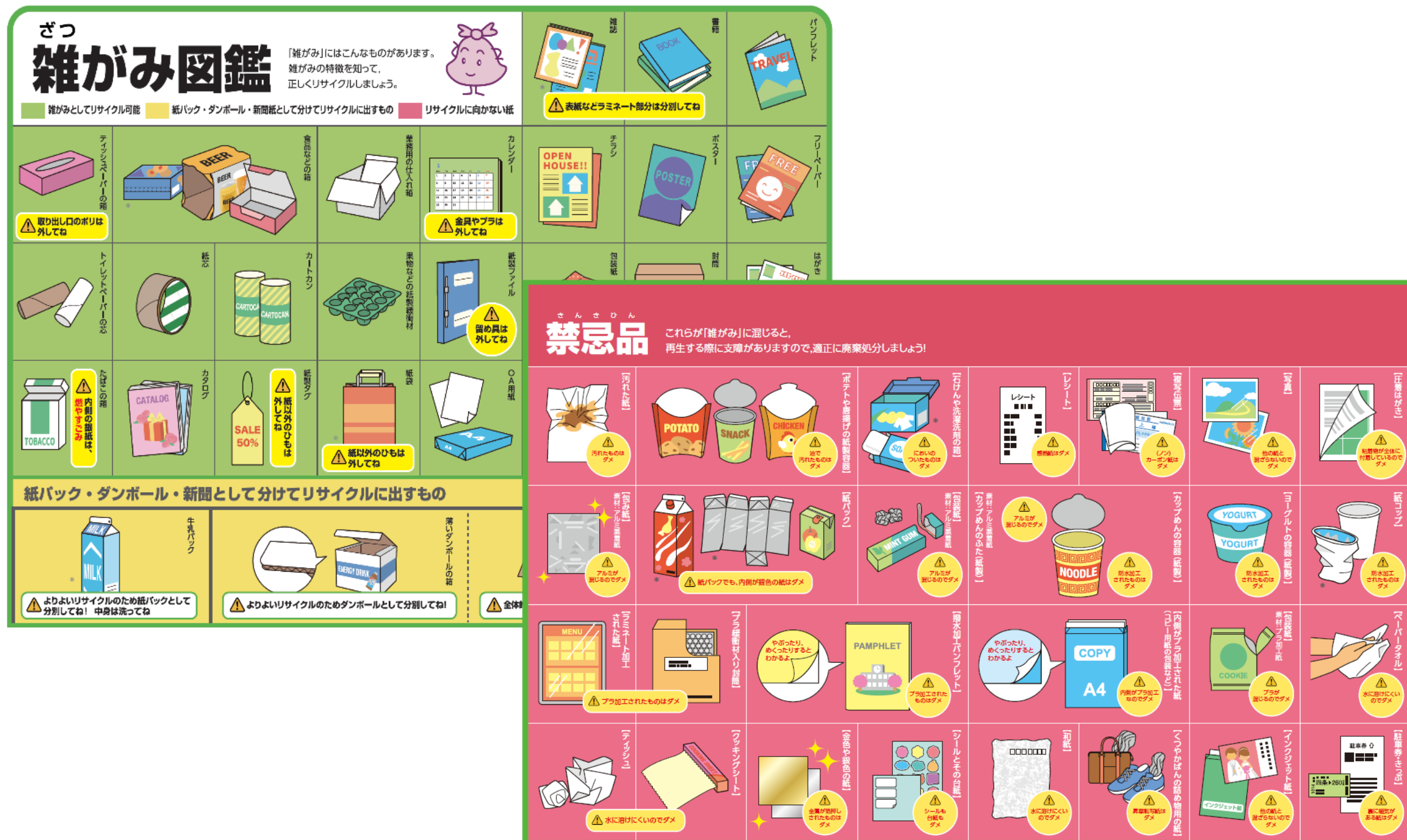


【紙類】

新聞，雑誌，段ボール，汚れた紙など



3-3.紙ごみ(1)



紙製容器包装識別表示がついていても、アルミ加工されているなど、リサイクルに向かない場合があります。



3-4.紙ごみ(2)

<まとめ方>

同じ種類ごとに分けることでリサイクルがうまく回ります（収集業者と相談）

1



雑がみ

2



新聞

3



ダンボール

4

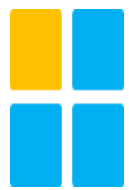


シュレッダー紙

5

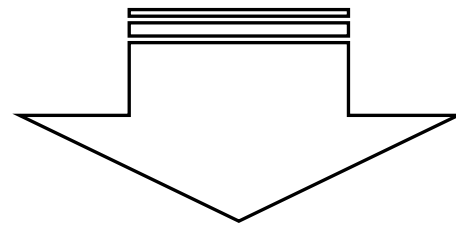


機密書類



3-5.廃プラスチック(1)

- 発泡スチロール
- 化学繊維くず（作業服、カーテン etc）
- 廃プラスチック製品
（プラスチックケース、クリアファイル、CD・DVD etc）
- 容器包装（お弁当容器、お菓子の袋、包装フィルム etc）
※従業員の食事から排出されても廃プラスチック類として分別



プラマークの有無に関わらず、ビニールやプラスチックなど石油から作られた物が該当する



3-6.廃プラスチック(2)

家庭と事業所との分別方法の違い (具体例)



カップ容器



プラ容器包装

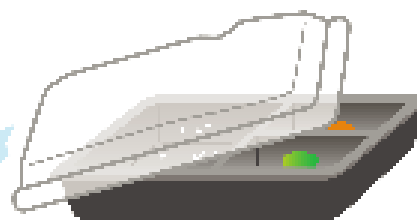


レジ袋

**家庭では、
「プラスチック製容器包装」**



ラップ

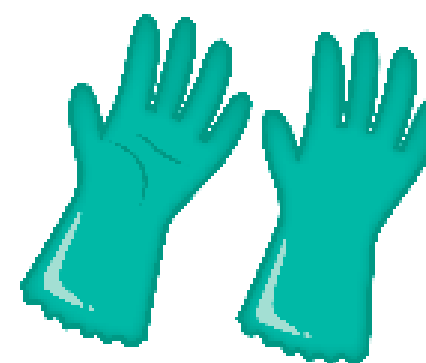


弁当ガラ



包装フィルム

事業所では、全て産業廃棄物



ゴム手袋

家庭では、「燃やすごみ」



バケツ, 洗面器



3-7.分別まとめ



- 生ごみ
- 魚アラ
- 落ち葉

- 新聞
- 段ボール
- 雑がみ
- シュレッダー
- OA用紙
- 機密書類

- 廃プラスチック
- 金属くず
- 陶磁器くず

目次

1. 循環型社会の形成と
京都市におけるごみ処理の現状と課題
2. 事業系廃棄物と排出事業者責任（廃棄物処理法）
3. 具体的な分別事例
4. 適正な管理に向けた留意点

4-1.クリーンセンターにおける搬入物検査



■ 排出事業者指導

産業廃棄物などの不適物を排出した事業者等に対しては，本市による立入検査を行い，是正の指導を実施します。

■ 搬入者指導

搬入された不適物については，搬入者（許可業者）に持ち帰りを指示します。
悪質な場合には，文書や代表者等を本市に呼び出して指導します。



4-2.不適正な排出事例



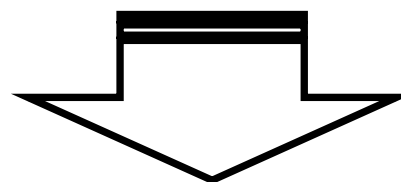


4-3.排出事業者指導(1)

＜不適物が混入した原因 ケース ①＞

他者（清掃員や用務員）に任せていた・・・

※清掃員さんや用務員さんに聞き取りをすると、家庭ごみの分別をしていることがある。



＜改善策＞

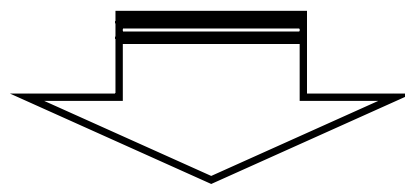
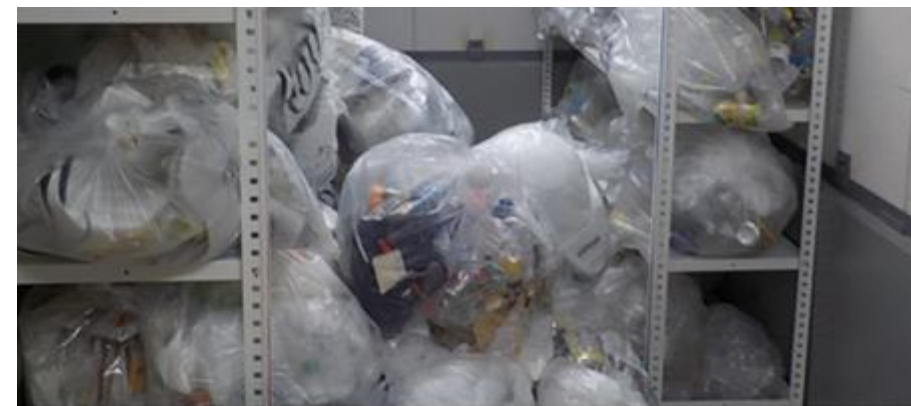
排出事業者として最終責任は自分にあることを自覚して、分別ルールの共有とチェック体制を構築する。



4-4.排出事業者指導(2)

＜不適物が混入した原因 ケース②＞

分別はしていたが，保管状況が悪く
誤って収集されてしまった・・・



＜改善策＞

(廃棄物保管場所) 混在しないように仕切りを設置し，表示板の明示をする。





4-5.排出事業者指導(3)

＜保管庫が狭小の場合＞

上部空間を利用して棚を設置したり，分別品目名を袋に記載するなどの工夫が必要



廃棄物保管場所は「誰が搬入しても」「誰が収集に来ても」間違いが起こらないようにする。



4-6.分別容器の設置例(1)



【車販売事業所】

ごみの種類ごとに具体的なイラスト入りの明示があり、誰が見ても分かりやすい。



【事業所通路】

すべての従業員や清掃員が通る場所に容器を設置



4-7.分別容器の設置例(2)



【食堂内】

冷蔵庫横に「雑がみ」の回収ボックスでお菓子の箱など回収



【病院】

看護師さんが作業時に、医療器具等を箱や袋から出した時点で、「雑がみ」と「プラ」に分別している。



4-8.分別容器の設置例(3)



【事務所内 雑がみ入れ】

「細かいメモ」は不要な封筒に、形の揃わない雑多な紙箱などは段ボールを回収容器にしている。実際にものが入っていると、後から来た人が入れやすい。



4-9.分別容器の設置例(4)



【個人】

発生が多い雑がみは机下に紙袋を吊るして回収
溜まれば共用の雑がみ袋へ移す

終

ご清聴ありがとうございました